

平成30年4月吉日

お客様 各位

株式会社ビバビーダメディカルライフ

代表取締役 野口 重雄

## 少短経過措置延長法案可決成立についてのご案内

拝啓 皆様におかれましては時下益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

また日頃当社保険事業には、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保険金額の上限等に関わる「経過措置」延長の国会での審議が、

平成30年3月30日に無事終了し、本年4月1日より施行されることとなりました。

これにともない4月1日以降の当社にて取り扱う保険金額の上限が変更になります。

以下にあるように生命保障300万円・医療保障80万円を超える契約もこれまで通りご利用いただけます。

### ●経過措置の延長に伴う保険金額の上限（平成35年3月31日迄）

- ・死亡に関する保険金額 600万円
- ・医療保障に関する保険金額 160万円
- ・特定重度障害に関する保険金額 600万円
- ・救済者費用に関する保険金額 2000万円
- ・継続契約では5年間は従来と同額の継続契約が可能です。

また、外国人技能実習生向け保険のⅡ型（生命保険金額500万円）、Ⅲ型（同300万円）に加えて、新しく“新Ⅰ型”（生命保険金額600万円）をご用意いたしました。

そして看護・介護人材の実習生にも対応する2ヶ月間の講習期間も新たにお申し込みいただけるようになりました。（70日間、80日間）

詳細については順次ホームページへ公開をしていく予定ではございますが、ご希望がありましたら詳細が記載されているパンフレットを送付いたしますので、お問合せ下さい。

宜しくご確認までお願い致します。ご不明な点は弊社までお尋ね下さい。

以上。